



九州ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和8年6月10日

九州ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、九州ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

【九州ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	抗PD-1抗体(オプジーボ、キイトルーダ等)の投与中における内分泌機能検査(副作用検査)は、原則として月1回の算定は認められる。	抗PD-1抗体(オプジーボ、キイトルーダ等)の「重要な基本的注意」には、甲状腺機能障害、下垂体機能障害及び副腎障害があらわれることがあるため投与期間中は定期的に内分泌機能検査を実施することとされており、その算定回数は、原則として月1回の算定が妥当と判断した。	適用年月 令和8年9月診療分
2	抗PD-L1抗体(バベンチオ、テセントリク等)の投与中における内分泌機能検査(副作用検査)は、原則として月1回の算定は認められる。	抗PD-L1抗体(バベンチオ、テセントリク等)の「重要な基本的注意」には、甲状腺機能障害、下垂体機能障害及び副腎障害があらわれることがあるため投与期間中は定期的に内分泌機能検査を実施することとされており、その算定回数は、原則として月1回の算定が妥当と判断した。	適用年月 令和8年9月診療分

3	<p>抗 CTLA-4 抗体(ヤーボイ)の投与中における内分泌機能検査(副作用検査)は、原則として月1回の算定は認められる。</p>	<p>抗 CTLA-4 抗体(ヤーボイ)の「重要な基本的注意」には、甲状腺機能障害、下垂体機能障害及び副腎障害があらわれることがあるため投与期間中は定期的に内分泌機能検査を実施することとされており、その算定回数は、原則として月1回の算定が妥当と判断した。</p>	<p>適用年月 令和8年9月診療分</p>
4	<p>狭窄・閉塞のない単なる「動脈硬化症(確定及び疑い)」に対する D215 パルスドプラ法加算の算定は、原則として認められない。</p>	<p>パルスドプラ法の目的は血流速度の計測であり、動脈の狭窄・閉塞の評価に有用な指標とされている。以上のことから、狭窄・閉塞のない単なる「動脈硬化症(確定及び疑い)」に対する D215 パルスドプラ法加算の算定は、原則として認められないと判断した。</p>	<p>適用年月 令和8年9月診療分</p>

本件に関する問合せ先
九州審査事務センター
・ 内科・歯科審査室内科審査第1課(TEL:092-233-6825) (末岡)